

石田家文書からみた天保時代の通貨

會員 児玉貞一

一、金貨—小判の事

私が徳山市大島の石田家文書天保一三年の「あみ子不参帳」の一九枚目の伊助の所をみると、(資料①参照)金壹両一分と札と文銭を支払っている。人夫の賃銀に小判を支払うとは石田家の都合があつての事かと氣になつていた。

その後萩藩の財政史を読んで撫育の収入は毎年銀に換算して必ず積立てた。天保時代銀貨が不足して金貨で積立てたことはあつたが明治維新まで継続して積立てたのでその総額は莫大なものであつたと書いてある。

小判といえばとても庶民の目に触れるものではないと思つていた。石田家の古い帳簿を繰つても寛政・享和時代の内には寛政一〇年の大福帳(資料②)に一回あるだけで、文化・文政時代を通して一回である。二朱銀は時折見受けられる。それが天保三歳の大福帳(資料③)によると小判一両の記載が所々に見られるようになる。これは文化・文政時代の金銀貨の改

鑄の影響がこの僻地に迄及んで来たと思ふのが妥当と思う。

ここで金貨の歴史を見てみる。(資料④)江戸幕府が最初に鑄造したのが慶長金と呼ばれるもので、慶長六年から元禄時代まで九四年間鑄造し慶長大判金・慶長小判金・一分金と銀貨二種（慶長豆板銀 慶長丁銀）を鑄造し、歴代金銀貨幣中最も品位の高いものである。

金壹両〓銀五〇匁〓錢四貫文

元禄時代になると江戸を中心とした経済力がついて次のように改訂された。

金壹両〓銀六〇匁〓錢四貫目。

將軍綱吉の豪奢な生活で幕府経済が困窮すると勘定奉行萩原重秀の議を容認して金貨の改鑄をして元禄大判を鑄造して幕府の財政を救つた。即ち乾字金と呼ばれるもので慶長金に比較して遥かに品質の劣るものであつた。その結果物価は上昇した。家宣・家継將軍時代になると新井白石は

元禄大判の改鑄を決意し徐々に改鑄に努めた。

吉宗の時代になって享保金と呼ぶ金貨を発行した。この金貨は慶長金に匹敵する品質を持ち、元禄大判（乾字金）の二倍の品質といわれるものである。

二、悪貨は善貨を駆逐する

元禄金と享保金を交換したのであるから民衆は喜んで享保金を使用し、みるみるうちに市中にあふれるであろうと想像したのに、一向に姿を見せないので不審に思つて調べてみると、品質のよい享保金は金持ちの金庫の中に宝としてしまつてあり、市中に姿を見せないことがわかつた。そこで幕府は文字金（ぶんじ金）という品質は享保金には劣るが、元禄金には優る金貨を発行し広く使われた。

三、おたからとおあし

通貨をあらわす言葉に「おたから」とか「おあし」とかという言葉がある。おたからと言つた場合「お金」をためて「土地を買い家を建てよう」など蓄えて大きな額にして更に有効に使うことを意味し、おあしという場合「江戸っ子は宵越しの金は持たぬ」などいう。実際は夕方賃銀をもらつて翌日の米代と粗末な副食を買つたら何も残らない宵越しの金など持たぬのでなく「持てぬ」が実状であつたのである。このように流通を意味する言葉である。吉宗將軍時

代頃から「おあし」の考え方が次第に強くなつて来るのではないかと思う。家斉將軍の文化・文政時代になると文字金の質を更に落して改鑄し幕府の財政不足を補つたのである。ここで再び資料②から③までによると、②は寛政一〇年で松平定信が將軍の補佐時代である。この時一両は銀八〇目、③は天保三年家斉が大御所として後見していた時代で文化・文政時代の延長と見るべき時代である。八両が五百式拾目とあり、一両が銀六五匁となり、金貨の価値が下がつたことがわかる。

次に資料③から⑦までによると、③から⑥までの両の金高と⑦の金高とは随分違ふ。これは両の使い道が違ふと思われる。③から⑥までは庄屋級の人の中には他村の人も含まれているが、借りた小判を早く返済している。これは庄屋級の人は当時年末から年始にかけて一兩小判そのものが入用な事があつたのであらうと思われる。これに対し⑦の高松七郎兵衛の場合金額が大きく年末ではあるが商売の元手と考えられ、それは越荷と関係があると推察される。

四、室積の開港

萩藩では七代藩主重齊公の時代に撫育方といつて萩藩の本管とは独立した部局があつて撫育金という毎年相当量の銀を積立てた。他方萩本藩領には岩國藩の柳井、長府藩の

下関のような良港がないので蔵米の積出しなどに不便を感じており、瀬戸内に良港を持つことは萩藩年来の希望であった。重斉公の孫斉房公の時代に撫育銀を利用しその増殖の為に室積・中関・下関の三港を開港する事になり、最初に室積に築港し倉庫を建て、寛政五年二月「室積会所仕方式目」を発表し開港した。続いて下関・中関の会所仕法も発表し開港した。これらの港には奥羽・北陸・山陰及び九州・四国の各地から物産を積んだ船が入港した（これを当時越荷という）。高松七郎兵衛の場合自分の持船でこれ等の港へ行き奥羽・北陸の産物米や昆布などを買い取り金子で支払い、それに防長の産物塩・木蠟を銀で買い足し大阪方面へ運搬し、帰りに関西の産物を買込んで帰るという商売をしていたのではないか。その後の杵島の海運業を考へ合わせかく考えるのが妥当であろう。

五、銀貨について

資料⑧から⑩あたりをみると、式朱というのが二カ所見られる。これは銀貨であるが朱という金貨の単位を持ち金貨に準じて取扱われた。これは金がたりなくなつて銀を代用したのではなく、これには次のような歴史がある。銀貨には粒銀と丁銀があったがどちらも計算の度に秤で計らなくてはならなかった。これは不便だということで銀の定位定

量通貨として短冊型の明和五匁銀を発行した。しかし実際の場合五匁銀の上に粒銀を乗せて計る不便は余り違いなかった。そこで安永元年（田沼意次老中時代）やはり短冊型の明和南鐐二朱銀を発行した。表に「以南鐐八片換小判一両」と刻印してあり、これは改鑄ではなく幕府が長崎貿易によってオランダから得た純銀に近い高品質のものといわれている。この銀貨は広く流通し、この鼓南の地にも文政頃から随所に見られるようになった。

六、藩札について

藩札については徳山市史上巻P450にくわしく出ている。防長二州では萩・徳山・岩国の三藩が銀札を長府・清末の二藩は米札を発行している。

幕府は藩札の流通はその藩内に限るとしているが防長の三藩は住民が互に親しみを持っているので住民が満足するなら流通は大目に見ようという事になり互に流通を認めた。又當時は多くの藩で藩札を発行し、江戸・大阪の富豪や商人との取引があり負債もあった。そこで各藩札の評価が問題になり、八〇という言葉が生まれた。又幕府が発行する貨幣と、藩で発行する藩札が、経済規模に於いて、又人気の点に於いて平等でよいかという問題も起こる。

資料⑨は文政二年のものが「銀七十六匁五分が八〇に

すると一藩札にすると百五匁壹分八厘」となり、これにより銀貨一匁は八〇一藩札では（この場合徳山藩札と思うが）一匁三分七厘四毛九……に当る。従って幕府発行の銀一匁に対し徳山藩札は一匁三分七厘余り払わねばならない。逆に藩札を銀貨で受取る場合藩札一匁は銀で〇・七二七匁の割になる。萩札岩札徳札によって多少の差はあり、又相場によっても常に動いているが約一・三七から一・三九の間を上下しているようである。このように八〇とは幕府発行の通貨に対する藩札の相場と解したらよいであろう。

租税など公的場合はその時の相場というわけにもゆかないので前年度末に萩で銭和市を開き歩合を決定し各宰判に通知したようである。萩藩の藩札は銀札・札銀・関札などと呼ばれていたようである。

七、銭貨について

資料⑧は寛政一〇年の記録であるが天保時代もほぼ同様の状態で、帳簿の上では銀で記載してあっても一般住民の間では銭貨が流通していたのではないかと思う。

江戸時代初期の銭貨

足利幕府は銭貨は鑄造しないで専ら中国から輸入したものを使っていた。江戸時代の初期にはこれら輸入銭を使い明の永楽銭と皇朝銭を精銭とし、その他の中国から輸入す

る私鑄銭を鑿銭と呼ぶ。鑿銭は南京方面から多く輸入されたので南京銭と呼ばれ京銭とも呼ばれ堺など上方の港から輸入され上方で多く使われたので京銭と呼ばれるようになった。しかし精銭は流通させなかった。尚、幕府は家光將軍の寛永一三年（一六三六）に銭貨寛永通宝を発行し漸次普及し鑿銭は逆輸出されるようになった。

江戸時代の銭貨

明和二年（一七六五）に幕府は江戸における銭貨の払底を理由に銭貨の鑄造を開始し天明八年（一七八七）まで各地の銭座で鑄造した。

銭座は金座銀座の兼営となり、一文銭が銅銭から鉄銭となり、寛永通宝四文銭―真鍮銭が明和五年から発行され、天明四年（一七八四）仙台通宝をはじめとし地方銭貨が発行された。

江戸時代発行された銭貨は次の通り

一文銭・二文銭・四文銭（明和五年）・十文銭（宝永大錢）・百文銭（天保錢）

丁 銭

一般に江戸時代には文銭は金銀貨の補助貨幣として少額の支払いに使われたように思われるが丁銭というのがあった。（資料⑨）徳山市史には藩地の負債を丁銭で支払った表が出てい

る。文銭も丁銭にして相当高額の支払に使ったようである。
(丁銭・銭さしについては資料⑳㉑を参照)

銭貨が多量に発行され、一枚の額面が大きくなるにつれ
銭貨があふれ従って価値が下落したので老中水野忠邦は銭
六貫四〇〇匁を以って一両とした。資料①の日雇銭を金貨
両で支払うについて水野忠邦の天保の改革が大きく影響し
ていると思う。

八、幕府の改鑄

將軍は家齊の子の家慶の時代であるが水野忠邦は本丸老
中となり大いに改革を行った。そして忠邦は幕府財政の窮
乏を救済するため貨幣の改鑄(資料⑱)を行う。これは幕府財政救済
が目的であったから収益の多い金貨を多く改鑄した。そこ
で金貨が充満し銀貨が不足し賃銀も金貨で支払うようにな
った。又一分銀を発行しているが、これは二朱銀同様純銀
に近い良質のものといわれている。更に百文銭を発行して
大いに流通したといわれているが、これも幕府の大きな収
入になったといわれている。そうして銭貨の額面はだんだ
ん高額になりそれだけ世の中の経済規模が進んだ事を示し
ている。(平成元年九月一六日例会発表)

(P 82より続く)

今日ほど郷土史教育を必要とする時はない。多少なり
とも郷土に関心をもち、郷土を愛し、歴史や人間存在に
ついて真剣に考える力をそなえた生徒の育成につとめた
ものである。

(山口県下の郷土史教育の現状については、山口県教
育委員会編「教育広報」三九九号、一九八八年六月
号を参照されたい)

(P 48より続く)

参考文献

- | | | |
|--------------|-------|------|
| 徳山市史 下 | 徳山市 | S 35 |
| 徳山市史年表 | 徳山市 | S 44 |
| 吾が郷土 弓屋雄介 | | S 38 |
| 徳山の文化に貢献せし人々 | 梅原芳堂 | S 40 |
| 徳山地方の人物を語る | 吉田 理 | S 14 |
| 徳山地区人物名鑑 | 藤原龍雄 | S 26 |
| 岩井百年史 | 岩井産業㈱ | S 59 |
| 仏教儀礼辞典 | 東京堂出版 | S 53 |
| 日本歴史大辞典 | 河出書房 | S 46 |

<p>② 寛政十年（一七九八） 大福帳 中屋 合七拾三匁八分八厘^{（厘）} 老匁貳 中島分</p>	<p>① 天保十三年（一八四二） あみ子不参帳 伊助 八月十六日より 十一月七日迄 八拾人 代百六匁四分 十二月廿三日拂渡 金壹兩壹分 札 五匁 （錢？） 十文 十二月廿三日払渡</p>	<p>一、金貨関係 19枚目 天保十三年（一八四二） あみ子不参帳 伊助 八月十六日より 十一月七日迄 八拾人 代百六匁四分 十二月廿三日拂渡 金壹兩壹分 札 五匁 （錢？） 十文 十二月廿三日払渡</p>
<p>④ 同帳 高松七郎左衛門 39枚目</p>	<p>③ 天保三歳（一八三二） 大福帳 給島 伊右衛門 辰十一月廿五日 一、金六兩かし 十二月廿四日受取 辰十二月廿九日 一、正銀五百目 一、金八兩也 受想 五百貳十目 二口 老貫貳拾目の通</p>	<p>① 天保十三年（一八四二） あみ子不参帳 伊助 八月十六日より 十一月七日迄 八拾人 代百六匁四分 十二月廿三日拂渡 金壹兩壹分 札 五匁 （錢？） 十文 十二月廿三日払渡</p>
<p>⑤ 同帳 元銭かし 利銭 受取 十二月廿八日 一、八〇 九百五拾目 辰二月十一日 一、金壹兩 同日 一、徳札壹貫目 一、銀札百九拾目 辰正月十九日 一、徳札壹貫目 同日</p>	<p>③ 天保三歳（一八三二） 大福帳 給島 伊右衛門 辰十一月廿五日 一、金六兩かし 十二月廿四日受取 辰十二月廿九日 一、正銀五百目 一、金八兩也 受想 五百貳十目 二口 老貫貳拾目の通</p>	<p>④ 同帳 高松七郎左衛門 39枚目</p>
<p>⑦ 同帳 高松七郎兵衛 十二月廿六日 一、金子 貳拾兩かし 十二月廿八日 一、正銀 貳貫目 かし 受 好兵衛</p>	<p>⑥ 同帳 下松西市 村屋利助 辰十二月二日 一、金子 三兩かし 十二月廿九日受取</p>	<p>⑤ 同帳 卯十二月七日 一、徳札壹貫目 同日 一、銀札貳百目 同日 一、にぼし 老袋代十二匁 廿一日 一、徳札貳百目 同日 辰十一月廿五日 一、金六兩かし 十二月廿四日受取</p>

二、銀貨関係

⑧ 文政二年(一八一九)

当座帳

両国屋

同日

一、八〇三百目

一、岩札拾匁代九匁五分

一、貳朱 壹片代拾壹匁

一、銀札 五拾目

百十文 代六十八匁

七分五厘

⑨ 同帳

寺

一、銀 七十六匁五分

八〇ノ百五匁壹分八厘

⑩ 文政四年 大福帳

和助

23枚目

77枚目裏

6枚目

己正月十六日

一、関札 百五拾目

八〇にして百四十二匁

五分

内徳札三十貳匁

八〇貳十八匁

銀札 拾五匁八分

八〇ノ廿壹匁七分貳厘

ノ八拾壹匁七分貳厘

九月三日

七十貳匁壹分八厘

ノ七十四匁三分四厘

外に五分五厘

ぬい糸打代

ノ七十四匁八分九厘

一、銀 三十四匁六分

八〇ノ四十八匁

ノ百貳十貳匁八分五厘

内百匁 受取

奥へ入

⑪

享和三年(一八三三)

鯛網仕入帳

四月十七日

一、中嶋(塩) 一丸

八拾七斤入中五斤取

正味八拾貳斤七ノ七

外に壹匁三分 広島口銭

ノ六拾四匁四分四厘

文銭八〇ノ八拾貳匁

一分六厘

外に貳匁 付

壹匁五分 船賃

三分八厘 運上

ノ三匁八分八厘

貳口合八拾六匁四厘

⑫ 文政二年(一八一九)

当座帳

小兵衛

一、貳朱貳片 受治助

代貳拾貳匁

3枚目

9枚目

三、文銭関係

⑬ 寛政拾年(一七九八)

大福帳

三吉

三月十七日

一、十文 米代不足

六左衛門

一、四十一文酒代割当

此分受取

米屋 佐助

三月十日

一、酒 三ばい 三十九文

文政二年当座帳

同日九郎兵衛

一、七十一文

先頃酒代受取

⑭ 徳山市史上卷四四六頁弘

化二年(一八四五)九月天保

末年における藩地の負債を

丁銭で支払はれた表がある。

99枚目

53枚目裏

53枚目

38枚目

四、種類改鑄その他

⑮ 金

●慶長金―慶長六年（一六〇二）以降九四年間―元禄時代まで鑄造

●慶長大判金 慶長小判金 一分判金

●慶長豆板銀 慶長丁銀

歴代金銀貨幣中最も高品質

金壹両⇨銀五〇匁⇨錢四貫目

●元禄金

勘定奉行荻原重秀の議を入れ改鑄

元禄大判―乾字金

金壹両⇨銀六〇目⇨四貫

●享保金

享保一〇年（一七二五）吉宗將軍時代 享保大判を鑄造

―品位慶長金に匹敵―享保金五両は乾字金一〇両に匹敵

●元文金―品位低下―元禄金より上

小判 一分金とも上部に文の字を押す

元文元年（一七三六）より発行―文政元年まで

一両⇨銀六〇匁⇨錢四貫

⑯ 銀

銀貨―定位定量銀貨―江戸中心

○明和五匁銀―明和二年（一七六五）―短冊型―重量五匁
最初の定位定量銀貨

三個を以て一分金に相当 一個では $\frac{1}{3}$ 貫

●明和南鐮二朱銀―安永元年（一七七二）九月

表面に「以南鐮八片換小判一両」と刻印

金貨に準じて使用

⑰ 水野忠邦の改鑄

水野忠邦老中時代―天保八年一月から二月にかけて

金銀貨の改鑄を行っている

五兩判

一七二、二七五兩

小判、一分判

八、一一〇、四五〇兩

丁銀小玉銀

一八二、一〇八貫

（二、二七六、三五〇兩）

一分銀

一九、七二九、一三九兩

田谷博吉「近世銀座の研究」より

外に幕府は天保三年迄に改鑄を行っているが、これは文政期の改鑄の延長とみてよいだろう

⑱ 錢

寛永通宝—寛永一三年（一六三六）—発行

永楽通宝—明錢

精錢—永楽通宝・皇朝錢、唐、宗、元錢

鑄錢—京錢

水野忠邦—一両は六貫四〇〇匁と定む

⑲ 八〇—防長歴史用語辞典—石川卓見—二九四頁より

ちじゅうもんせん、八十文錢、八〇錢（ハチマルセン）

八〇（ハチマル）などと記す

銀一匁に対する京錢の比価より発生

寛永通宝後も—言葉は捨たらず

慶長一四年七月一九日幕府令

金壹両 \parallel 永楽錢一貫目 \parallel 京錢四貫文 \parallel 銀五〇匁

実際には時々の相場に差あり

貢租収納の換算率（石貫銀。米一石鑄錢一貫文 \parallel 銀一二匁五分）

⑳ 丁錢—同前書—二三九頁より—ちようせん

錢一〇〇文を以って一〇〇文とする表示

「丁錢何貫何文」と錢の枚数額を表示

錢の相場の変動に関係ない表示—錢一〇〇〇文を錢一貫とす

㉑ 錢さし

錢貨を一〇〇枚或いは一〇〇〇枚を強い麻紐に通して使

う

実際には八〇枚・九六〇枚を通して使った。